

令和 7 年度以降の母子保健・児童福祉の一体的相談支援体制について

児童虐待の相談対応件数及び支援を必要とする妊産婦の増加等、子育てに困難を抱える世帯が顕在化する状況がある。それを踏まえ、妊産婦、子育て世帯等誰一人として取り残さないよう、母子保健の相談機関と児童福祉の相談機関双方の更なる連携強化が必要であることから、令和 4 年 8 月からプロジェクトチームを設置し、一体的相談支援体制の再編に向けた検討を進めてきた。

また、令和 6 年 4 月施行の改正児童福祉法において、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関として、こども家庭センターの設置が市区町村の努力義務とされた。

こうした背景を踏まえ、令和 7 年度以降の一体的相談支援体制について報告する。

1 こども家庭センター設置時期

令和 7 年 4 月 1 日（予定）

2 執務場所

多摩市立健康センターに、母子保健及び子ども家庭支援センターの相談部門を集約。

子ども家庭支援センター（たまっこ）は職員が常駐し、現在実施している事業（子育てひろば事業等）を引き続き実施する。

3 名称

「多摩市子ども家庭支援センター」から「多摩市こども家庭センター（たまっこ）」に改称するとともに、多摩市立健康センター内の相談部門も統一的な名称とする。

4 組織

健康福祉部から健康推進課の母子保健担当を子ども青少年部に移し、子ども家庭支援センターと課を統合する。

5 今後の予定

上記の整理に伴う条例改正を 1 2 月に上程予定。また、設置に係る経費について、1 2 月補正で計上予定。

国資料抜粋

